

令和5年第4回狭山市定例教育委員会会議議事録

開催日時 令和5年4月25日(火)
午後2時30分から午後3時43分まで

開催場所 市役所 5階 教育委員会室

出席者 教 育 長 滝 嶋 正 司
教育長職務代理者 古 谷 広 明
委 員 橋 本 秀 樹
委 員 宮 崎 英 子
委 員 安 河 内 由 香

欠 席 者 なし

委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名

| | | | |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 生涯学習部長 | 内 藤 光 重 | 次長兼教育総務課長 | 關 根 浩 由 |
| 社会教育課長 | 石 井 巳代子 | 中央公民館長 | 中 野 正 巳 |
| 中央図書館長 | 田 口 裕 昭 | スポーツ振興課長 | 河 井 一 敏 |
| スポーツ振興課主幹 | 伊 吹 直 美 | 学校教育部長 | 田 中 義 久 |
| 次長兼教育指導課長 | 宇佐見 昌 義 | 学 務 課 長 | 横 田 純 一 |
| 書 記 | 上 村 理 恵 | | |

会議の公開・非公開 議案第19号から議案第36号までの18議案については、個人に関する情報が含まれ、また、公にすることにより、意思決定の中立が損なわれるおそれがあることから非公開とした。

傍 聴 者 数 0名

報告事項

- ・教育長職務代理者の指名について

教育長より、古谷委員を教育長職務代理者に指名した旨の報告がなされた。

- ・令和5年度狭山市立小中学校の児童生徒数・学級数について

報告者（教育指導課長）

（要旨）

市内15小学校全体で1年生から6年生までの通常学級に在籍する児童は、5,972名、特別支援学級に在籍する児童は191名であり、通常学級数は207クラス、特別支援学級は35クラスである。また、市内8中学校で1年生から3年生までの通常学級に在籍する生徒は3,213名、特別支援学級に在籍する生徒は80名、通

常学級数は 93 クラス、特別支援学級数は 16 クラスである。市内全体で通常学級に在籍する児童生徒は 9,185 名、特別支援学級に在籍する児童生徒者は 271 名であり、通常学級数は 300 クラス、特別支援学級数は 51 クラスである旨の報告がなされた。

・令和 5 年度狭山市立小中学校の教職員数について

報告者（教育指導課長）

（要旨）

市内 15 小学校で校長・教員は 301 名、少人数加配等の教科加配とその他の加配教員を合わせて 46 名、養護教諭 15 名、県費事務職員 15 名、栄養教諭 4 名、合わせて 381 名である。また、市内 8 中学校で校長・教員は 181 名、少人数加配等の教科加配とその他の加配教員を合わせて 21 名、養護教諭 8 名、県費事務職員 8 名、栄養教諭 2 名を合わせて 220 名である。市内全体で校長・教員は 482 名、少人数加配等の教科加配とその他の加配教員を合わせて 67 名、養護教諭 23 名、県費事務職員 23 名、栄養教諭 6 名を合わせて 601 名である旨の報告がなされた。

・令和 5 年度狭山市立幼稚園園児数及び教諭数について

報告者（学務課長）

（要旨）

令和 5 年度の狭山市立幼稚園の園児数は 59 名であり、前年度に比べ 6 名の減である。入間川幼稚園の園児数は 36 名で、前年度に比べ 2 名の減、水富幼稚園の園児数は 23 名で、前年度に比べ 4 名の減となっている。学級数は 2 園とも 4 歳児の年少学級と 5 歳児の年長学級が 1 学級ずつとなっており、全体で 4 学級となっている。教諭数については、入間川幼稚園は前年度と変わりなく、正規教諭 4 名と会計年度任用職員 2 名の計 6 名、水富幼稚園は正規教諭 4 名と新たに会計年度任用職員 1 名を増員し 5 名体制となっている旨の報告がなされた。

・令和 5 年度狭山市学校（園）医・歯科医・薬剤師名簿について

報告者（学務課長）

（要旨）

前年度に比べ、内科医については、入間川東小学校の児童数の増加に伴い 1 名増とした。眼科医については、5 名体制であったが、1 名の廃業により 4 名体制となり、廃業した医師の受け持ち分を 4 名に振り分けた結果 6 校で変更が生じた。耳鼻科医については変更なく、歯科医・薬剤師については、他市への異動や担当替えに伴い、歯科医については 3 校、薬剤師については 1 校変更となっている旨の報告がなされた。

また、昨年度まで報告していた入学者奨学金貸与者について、日本学生支援機構や国の就学支援制度の拡充、さらに高校授業料の無償化等の要因により、令和 5 年度は入学者奨学金貸与決定者がいない旨の報告がなされた。

- ・各種審議会等の会議結果概要について

報告者（社会教育課長）

（要旨）

令和4年度第3回狭山市文化財保護審議会の開催結果について、その概要の報告がなされた。

- ・狭山市教育委員会後援名義の使用行事について

報告者（社会教育課長）

（スポーツ振興課長）

（要旨）

社会教育課関係3件、スポーツ振興課関係1件の後援名義使用承認の申し出があり、審査の結果、使用を承認した旨の報告がなされた。

議 案

議案第18号 狭山市図書館運営基本方針について

図書館法第7条の2及び図書館の設置及び運営上の望ましい基準の規定に基づき、狭山市図書館運営基本方針を定めるため、提案がなされたものである。

議案第18号については、原案可決した。

議案第19号 狭山市立博物館協議会委員の任命について

狭山市立博物館協議会委員に欠員が生じたことに伴い、新に委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第19号については、原案可決した。

議案第20号 狭山市公民館運営審議会委員の委嘱について

狭山市公民館運営審議会委員の任期が、令和5年4月30日をもって満了となることに伴い、新たに委員を委嘱することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第20号については、原案可決した。

議案第 21 号 狭山市スポーツ推進委員の解嘱について

狭山市スポーツ推進委員河井一敏氏から、任期途中で辞任したい旨の申し出があり、同氏を令和5年3月31日をもって解嘱することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 21 号については、原案可決した。

(議案第 22 号の審議に先立ち、教育長より、議案第 22 号から議案第 35 号までの 14 議案については、いずれも学校運営協議会委員の任命に係る議案であることから、一括説明・一括質疑ののち、採決は 1 議案ずつ行う旨の説明があった。)

議案第 22 号 狭山市立入間川小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立入間川小学校学校運営協議会委員の任期が、令和5年3月31日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 23 号 狭山市立入間川東小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立入間川東小学校学校運営協議会委員を新たに任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 24 号 狭山市立南小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立南小学校学校運営協議会委員の任期が、令和5年3月31日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 25 号 狭山市立入間野小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立入間野小学校学校運営協議会委員の任期が、令和5年3月31日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 26 号 狭山市立奥富小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立奥富小学校学校運営協議会委員を新たに任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 27 号 狭山市立水富小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立水富小学校学校運営協議会委員の任期が、令和 5 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 28 号 狭山市立広瀬小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立広瀬小学校学校運営協議会委員の任期が、令和 5 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 29 号 狭山市立笹井小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立笹井小学校学校運営協議会委員の任期が、令和 5 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 30 号 狭山市立中央中学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立中央中学校学校運営協議会委員を新たに任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 31 号 狭山市立入間川中学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立入間川中学校学校運営協議会委員の任期が、令和 5 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 32 号 狭山市立入間野中学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立入間野中学校学校運営協議会委員の任期が、令和 5 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 33 号 狭山市立西中学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立西中学校学校運営協議会委員の任期が、令和 5 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 34 号 狭山市立富士見小・狭山台小・中学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立富士見小・狭山台小・中学校学校運営協議会委員の任期が、令和 5 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 35 号 狭山市立柏原小・中学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立柏原小・中学校学校運営協議会委員の任期が、令和 5 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

委員からの質疑等では、学校運営協議会にどのような役割を期待しているのか、また、現状の課題はどの質疑に、教育委員会としては、学校運営協議会は、学校の側に立ち学校運営に携わってほしいと考えている。また、当初は学校側が事務局として運営を進めていくが、できれば主体性を持って、学校とは異なる集合体として、学校や地域の様々な課題に関わってもらいたいと考えている。課題としては、組織として主体性が見えないことであり、今後、コロナ禍が収まった際には、活動を活発化できればと考えている旨の答弁がなされた。

教職員を委員としている学校とそうでない学校が見受けられるが、その違いはどの質疑に、学校運営協議会規則では、協議会の構成として、「対象学校の教職員」という区分があり、基本的には教職員が委員になってもならなくてもよいが、軌道に乗るまでは、教職員が入らないと運営が難しいということもあり、校長や教頭、教務主任を委員に入れている学校が多い旨の答弁がなされた。

学校により、委員候補者の年齢を捉える時点が異なっているがどの質疑に、次年

度からは、統一する旨の答弁がなされた。

複数校で一つの協議会を設置する場合と1校で設置する場合のそれぞれのメリットはとの質疑に、複数校のメリットは、小中連携が活発になるということであり、単独校の場合は、会議等の開催がスムーズに行われることがあげられる旨に答弁がなされた。

4月当初から校長が示した学校運営方針に沿って学校が動き始めている中で、学校運営協議会の第1回会議が開かれるのは、6月など、かなり後になっている。例えば、ここはこうしてほしいなど、要望があった場合運営方針が変えられるのか。そういった委員の意見が反映できるのであれば、もっと早い時期に会議を開催できないものかとの質疑に、その点は課題と認識しており、第1回会議の時期については、学校差があり、任期を4月1日からとしていることから、4月のできるだけ早い段階でスタートできないか改善すべく検討を進めている。ただし、協議会委員の任命は教育委員会会議の議決を要することから、学校での候補者の選出時期も勘案すると4月当初の開催は難しい現状である旨の答弁がなされた。

(採決結果)

議案第22号については、原案可決した。

議案第23号については、原案可決した。

議案第24号については、原案可決した。

議案第25号については、原案可決した。

議案第26号については、原案可決した。

議案第27号については、原案可決した。

議案第28号については、原案可決した。

議案第29号については、原案可決した。

議案第30号については、原案可決した。

議案第31号については、原案可決した。

議案第32号については、原案可決した。

議案第33号については、原案可決した。

議案第34号については、原案可決した。

議案第35号については、原案可決した。

議案第36号 狭山市教育委員会教育長の兼業の申出に関し許可を求めることについて

狭山市教育委員会教育長滝嶋正司氏から兼業に係る教育委員会の許可を受けたい旨の申出があり、本件を許可することについて教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

(滝嶋教育長の一身上に関する事件のため、滝嶋教育長は暫時退席。古谷教育長職務代理者が議事を進行した。)

議案第 36 号については、原案可決した。

以 上